

「独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 23 年 12 月 日  
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

## 第 1 事務及び事業の見直し

### 1 労働政策の企画・立案に貢献する調査研究の推進

機構が実施する調査研究について、引き続き、他の研究機関との調査研究の重複を排除するとともに、以下の取組を実施することなどにより、労働政策の企画・立案に貢献する調査研究を一層推進するものとする。

労働政策の企画・立案に係るニーズ等を踏まえた戦略的な調査研究の実施

部門横断的で総合的かつ柔軟な調査研究の実施

厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するための緊急調査の実施

海外主要国や高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集など、時宜に応じた調査等の実施

## 2 調査研究の重点化

機構は、内外の労働に関する事情や労働政策についての総合的な調査研究及びその成果の普及を行うことにより、労働政策の企画・立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与することを目的とした法人であり、労働政策の企画・立案等に資する質の高い労働政策研究を確実に実施すべきである。

このため、厚生労働省の政策担当部門との連携の強化を図るべく、研究テーマごとに厚生労働省側の研究担当者を明確化するとともに、労働関係法令の改正、予算・事業の創設・見直し、審議会・研究会での活用状況といった調査研究成果の労働政策への貢献度合いに関する分かりやすい指標を厚生労働省と連携しつつ新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

また、調査研究成果ごとの普及状況を客観的に把握するための指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

さらに、これらの取組を通じて、あらかじめ調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にするとともに、上記指標に係る数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階における評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用によりその達成度を含め厳格に評価するものとする。その際、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に一層重点化し、業務の縮減を図っていくものとする。

## 3 政策提言機能の強化

労働政策を取り巻く現状や機構における調査研究の成果を踏まえ、毎年度、政策の検討課題・論点を抽出した上で、政策提言に係るレポートを新たに作成し、厚生労働省に提示するとともに、ホームページなどで公表するものとする。

## 4 情報発信機能の強化

機構の調査研究の成果等を、労使関係者をはじめとした国民に幅広く発信し、労働政策に関する政策議論を活性化するため、労働政策フォーラムの活性化や、ホームページ、メルマガ、ニュースレター（BLT）などの多様な媒体を有機的に連携させた情報発信を積極的に推進するとともに、マスメディア等への積極的なPRや分かりやすい公表資料の作成等を行うことにより、積極的かつ戦略的な情報発信を実施するものとする。

## 5 調査員の在り方の見直し

機構では、研究員のほかに、調査員という職種を設け、企業等とのネット

ワークや信頼関係を活用し、主に内外の労働に関する事情や労働政策についての情報を収集・整理するほか、厚生労働省からの要請に基づく調査や社会経済情勢の変化に柔軟に対応した臨機の調査などの業務を担当させている。

調査員が行う業務については、その意義を一層明確にする観点から、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減するものとする。

## 6 労働行政担当職員に対する研修の実施

中央・地方で実施する研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目を設定することなどにより、円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施するものとする。

また、研修効果を適切に把握するため、これまでの研修終了時における研修生による評価に加え、研修終了後一定期間経過後における当該研修生の上司等による評価を新たに導入するものとする。

さらに、労働行政担当職員研修（労働大学校）を国に移管することとし、移管後においても、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を推進するものとする。

## 第2 業務運営体制の見直し

質の高い労働政策研究の実施のため、管理職ポストの削減等により効率的かつ効果的な業務実施体制を構築していく必要がある。

このため、基本方針に基づき、労働行政担当職員研修（労働大学校）を国に移管することに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省

の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、一層厳格に行うものとする。
- 3 業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行うとともに、次期中期目標期間中の自己収入の拡大に係る目標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等により自己収入の拡大を図るものとする。